

日本国農林水産省と香港貿易発展局との協力に関する覚書

日本国農林水産省と香港貿易発展局は、日本産の農林水産物及び食品（以下、日本産食品）の香港への輸出促進に関して、双方の所掌及び利用可能な予算の範囲内において、以下の事項に共同して取り組むことを表明した。

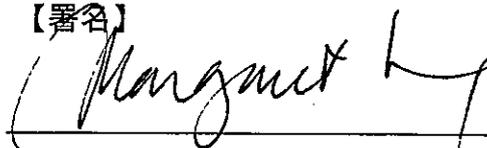
1. 日本国農林水産省と香港貿易発展局は、日本産食品の香港への輸出促進に向けた新たなビジネスチャンスを創出するため、毎年、定期的に会合を開催し、香港と日本における協力策を検討する。また、双方において窓口を定め、日本産食品の輸出に関連する情報交換を行う。
2. 香港貿易発展局は、同局が主催する国際見本市、製品情報誌、オンライン市場、ビジネスマッチングの4つを統合したマーケティングプラットフォームを通じて日本産食品の振興に努めるとともに、香港の食品輸入事業者等が、日本国内で開催され、日本国農林水産省により推奨される商談会等に参加するように奨励する。個別の促進活動及び日程の詳細は毎年の定期会合で議論する。
3. 日本国農林水産省は、香港貿易発展局が香港を日本産食品輸出のハブとして促進できるように、日本の輸出促進施策に沿った形で、説明会、セミナーなどの機会を香港貿易発展局に提供する。日本国農林水産省は、日本のビジネス団体や農業関連団体がこれらのイベントを共催し、そのメンバーがこれらのイベントに参加するように奨励する。
4. 日本国農林水産省は、日本産食品の効果的な輸出促進のため香港貿易発展局と協力し、同機関が主催する国際見本市を活用する。香港貿易発展局は、香港の食品輸入業者及び卸業者との連絡業務を行うことにより、日本からの食品関連訪問団をサポートする。
5. 日本と香港の食品部門間のパートナーシップを促進し、食品技術面における相互協力を検討するため、香港貿易発展局は、適宜、日本への調査・研究ミッションを組織する。日本国農林水産省は、訪問計画への助言を行い、訪問時の約束の取付けを手助けする。
6. 香港に対して、日本食及び日本食文化の普及を促進し、これに関連した日本食料理講習会等を開催するため、日本国農林水産省と香港貿易発展局は協力する。

【署名】



日本国農林水産省
大臣 齋藤健
2017年10月2日

【署名】



香港貿易発展局
総裁 マーガレット・フォン
2017年10月2日